

障害者虐待防止の相談窓口の開設等について

◆ 平成 24 年 10 月より障害者虐待防止法が施行

1 背景

平成 12 年「児童虐待防止法」、平成 13 年「DV防止法」、平成 17 年「高齢者虐待防止法」

2 障害者虐待防止法の目的

障害者に対する虐待の禁止、国・地方自治体・国民の責務を定め、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護を行う。

3 障害者の定義

身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

4 それぞれの責務

国民・・・障害者に対する虐待の禁止、その重要性の理解と防止施策への協力
国及び地方公共団体・・・必要な支援体制の整備、人材の確保、広報啓発
虐待の早期発見、障害者の保護及び自立の支援

5 障害者虐待の種類

- 1 『養護者による障害者虐待』
- 2 『障害者福祉施設従事者等による障害者虐待』
- 3 『使用者による障害者虐待』

◆ 本市の具体的な取り組み

◎『障害者虐待防止の相談窓口（専用電話）』を開設。

- ・ 障害者虐待を発見した人からの「通報」、虐待を受けた障害者本人からの「届出」の受理。

◎『障害者虐待対応チーム』を本庁課（障害施策推進課）に設置し、全区を一元的に対応。

- ・ 通報や届出で受けた内容を確認し、関係する機関へ連絡を行い、情報共有の会議を招集。
- ・ 現地への事実確認などを行いながら、今後の対応について協議。
- ・ 障害者の安否が必要な場合には、立入調査を実施。
- ・ 他機関と連携しながら、障害者の保護、障害者への支援、養護者への支援を実施。